

「ネオンサインの知識と実務」

記載内容から変更された項目

P173 表 8・2 の変更

電気関係報告規則第 3 条において、「電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物に属するものに関して、事故の欄に掲げる事故が発生したときは、報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。」

とされていますが、平成 28 年 4 月 1 日の改正により、

速報の報告期限が事故の発生を知った時から 48 時間以内から **24 時間以内**に変更されました。

[関東東北産業保安監督部 > 電力の安全 > 電力システム改革第 2 弾改正による電気保安関係法令](#)

[等の改正施行について \(meti.go.jp\)](#)